漢の嗇夫

大庭脩

漢の國家構造を理解するためには、その官吏の組織や職分についての研究が必須のものとして要求される。ところが、主たる資料である前漢書百官公卿表・續漢書百官志の記述は、個々の官職についてみれば案外簡畧であるし、漢舊儀その他の官制に關する資料も殆ど散佚していて、多くを期待できない、特に下級官吏については、何物をも語っていないに等しいといえる。こういう狀態においては、列傳の中に散在する斷片的な材料や、漢碑をはじめ、出土資料に殘っている僅かな片鱗を集積して、歸納的に復原する以外に方法が考えられないと思う。その意味において、嚴耕望氏の一連の勞作、特に最近の「漢代地方行政制度」と題する大作は、最も注目すべき論文であろう。[1] また、公文書を主とする漢時代の木簡が多數出土したことは、官制研究の爲にも意義深く、藤枝晃氏の「漢簡職官表」[2] はそれを整理したものである。

私もこの小稿で、漢の嗇夫について、斷片的な資料をあつめて考えてみたいと思う。從來、嗇夫といえば、三老・游徼とならんで鄉官の一に數えられている。[3] それは、漢書百官公卿表・續漢書百官志——以下、百官表・百官志と略稱する——に明記されているとおりである。しかし、列傳をはじめ諸種の資料の中には、どうしても鄉官とは考えられない嗇夫が多數散見する。[4] 同じ漢の官僚機構の中にあって、同じ嗇夫という名を持つ以上、兩者は無關係ではない筈である。ではこの兩者を含む嗇夫とはどういうものであろうか。私の疑問はそれから出發したのである。

一

齋夫という官名は、漢ではまず文帝の詔にみられるが、[5]韓非子にもみえていて、[6]戰國時代から存在したことは疑いないのみならず、尙書胤征篇に

乃季秋月朔、辰弗集于房、瞽奏鼓、齋夫馳、庶人走。

とあるから、相當古くからあったらしい。儀禮勤禮の

齋夫承命、告于天子。

の註には、

齋夫蓋司空之屬也。

としているが、これは周禮に齋夫の名がない爲、恐らく佚亡した司空の篇のなかにあるのだろうという漢儒の苦肉の解釋であって、とりもなおさず、漢では既にその由來がわからなくなっていたといえるのではないだろうか。もっとも由來するところは古いにしても、古來さほど高級な官でなかったことは確かである。そして、本義は、說文に田夫という樣に、[6]穡夫、すなわち農夫の意味から轉じて官名に用いられたのであろう。（追記參照）

ところで、漢の齋夫の中で鄕官ではないと考えられるものが、一体どれ位拾いだせるだろうか。そしてそれらは、どの樣な官廳に所屬していただろうか。この點をまずしらべてみよう。

一、虎圈齋夫　　漢書卷五十張釋之傳

（文帝）登虎圈、問上林尉禽獸簿十餘問、虎圈齋夫從傍代尉對上所問禽獸簿甚悉。……文帝……詔釋之、拜齋夫爲上林令。

虎圈の圈とは獸を養う所（顏師古注）、禽獸簿とは、恐らく飼養している動物の種類や數及び飼育狀態をしるした管理簿であろう。上林とは、秦以來の苑囿で、武帝の建元元年に至って改造・擴張された所謂上林苑である。元鼎二年、事務が增大した結果、新に水衡都尉の官を設けて管理せしめた。その下に上林令・丞があり、上林には八丞・十二尉があった（百官表）。しかし武帝の擴張以前は少府に屬し、それ程分れていなかったと思われる。張釋之傳の文より、虎圈齋夫は明らかに上林尉より下級の官で、この所屬系列は、少府——上林令——（上林丞）——上林尉——虎圈齋夫となる。

二、少內齋夫　　漢書卷七十四丙吉傳

元帝時、長安士伍魯上書言、臣少時爲郡邸小吏、竊見孝

宣皇帝以皇曾孫在郡邸獄。是時治獄使者丙吉、見皇曾孫遭離無辜。吉仁心感動、涕泣悽惻、撰擇復作胡組、養視皇孫…數月、迺遣組去、後少内嗇夫白吉曰、食皇孫亡詔令、時吉得食米肉、月月以給皇孫。

少内とは、掖庭の府藏を主どる官である顔師古注。[7] 百官表では、掖庭は少府に屬し、もと永巷といったが、武帝の太初元年に名を更えた。掖庭八丞というが、八丞の職分はわからない。掖庭の職は宣帝紀應劭注に

掖庭、宮人之官、有令丞、宦者爲之。

といゝ、百官志には

掖庭令一人六百石、本注曰、宦者、掌後宮貴人妾女事

というから、後宮貴人を掌る官である。そこで、掖庭八丞の一に少内丞があり、後宮貴人等に對する給與を擔當していたのではなかろうか。但し、後漢では掖庭は三丞で、少内はみあたらない。

三、暴室嗇夫　　漢書卷八宣帝紀[8]

掖庭令張賀…哀曾孫奉養甚謹…既壯、爲取暴室嗇夫許廣漢女。

暴室は百官表にはない。宣帝紀應劭注に、「宮人の獄なり、今薄室という」とし、顔師古はこれを非として、「掖庭の織作染練を主どる官で、暴曬をとって名としたもの、たゞその職務が多いので獄を置いたにとゞまる」という。しかし、百官志では、掖庭令の下に左右丞と並んで暴室丞があり、司馬彪の注に、

主中婦人疾病者、就此室治。其皇后貴人有罪、亦就此室。

とみえ、宮中の婦人の病室で便宜婦人の獄にも用いられる由を述べている。[9] 私は、これが掖庭獄、又は掖庭祕獄[10]というものだろうと思う。百官志の注から考えて、暴室丞は、前漢でも掖庭八丞の一であったとみられるから、應註は正しいだろう。そこで、掖庭令――少内丞――少内嗇夫、掖庭令――暴室丞――暴室嗇夫の系統が想定される。

四、廄嗇夫　　漢書卷九十田廣明傳、居延漢簡

廣明爲淮陽太守歲餘、故城父令公孫勇…謀反…勇衣繡衣、乘駟馬車至圉…守尉魏不害、與廄嗇夫江德、尉史蘇昌、共收捕之。

これは明らかに圉縣の吏で、守尉、廄嗇夫、尉史という叙述の順序は、官の地位に從っていると思われる。居延漢簡の中にも

□□廄啬夫千秋里馬敝年卌七　三三・六五

昭武廄令史樂成里公乘尹昌年卌二　五一・二三

という廄啬夫・廄令史の名籍があり、他の名籍の例[11]から推して、廄啬夫の上の缺字は當然縣名でなければならず、廄啬夫が縣吏であることは疑いない。漢書卷六十四上　朱買臣傳に、

（買臣が會稽太守の印綬を懷にして徒歩で郡邸へ歸って來たが）

有頃、長安廄吏乘駟馬車來迎、買臣遂乘傳去。

とあり、駟馬車はあとの傳車を指しているから、諸縣の廄も恐らく公用旅行者に車馬を給する任務を持っていたのであろう。晉書刑法志中の魏新律序略に、

秦世舊有廄置・乘傳・副車・食廚。漢初承秦不改、後費廣稍省。

とある廄置が、普通漢の極く初期になくなったとされているが[12]、若しこの廄にあたるとすれば、前漢には相當長く存在した、少くとも縣には殘っていたとみなければなるまい。

五、廚啬夫

廚啬夫印　半通印

再續封泥攷略卷三及封泥彙編

啬夫が印を帶びることは後に述べる。廚に關聯のある封泥は、續封泥考略卷一に「廚印」「□廚」の二個の半通印が、齊魯封泥集存には「左鄉廚印」の半通印がある。これらの廚字を含む封泥について、撰者周明泰は、百官表中の廚長丞（詹事屬）、長安廚令丞（內史屬）、廱廚長丞（主爵中尉屬）に關聯があるように說こうとするが、この三者に限定するのは妥當でない樣に思う。私は、先の魏新律序略中の「食廚」がそれであると考える。宣帝紀、元康二年五月の詔に、

吏務平法、或擅興繇役、飾廚傳、稱過使客、越職踰法、以取名譽。

といゝ、漢舊儀にも、

詔書無飾廚傳增養食、至今未變、或更尤過度、甚不稱、歸告二千石、務省約如法。

といって、郡縣が、中央政府その他の上級官を、定められた程品以上に待遇して、印象をよくしようという傾向を戒めた詔があり、王莽傳にも、

吏民出入、持布錢以副符傳、不持者、廚傳勿舍、關津苛留。

とあって、皆傳舍と熟している。從って、廚は、公用旅行者に飲食を供する施設と解すべきであろう。百官表內史の

屬官の長安廚令丞は、長安廐と同じく、都にある廚舍を主どるもので、三輔黃圖[13]によれば、長安の廚官は洛城門の內にあり、そのため俗に廚城門と呼んだという。この樣な廚が諸縣にあったことは、赤眉の降を宜陽縣においてうけた光武帝が、縣廚に命じて衆十餘萬人に食を與えたことからも證明されるから、廚嗇夫は、縣廚を主どる吏であると考えてよいと思う。[14]

六、傳舍嗇夫　　居延漢簡及金文

居延傳舍嗇夫始至里公乘薛□　七七・一六

顯美傳舍斗食嗇夫、算君里公乘謝橫　中功一勞二歲二月

令肩水候官士吏、代鄭昌成　一〇・一七

傳舍は、公用旅行者の爲に、縣城におかれた宿泊設備である。[15]傳舍の吏は、先秦に「邯鄲傳舍吏」史記平原君列傳、漢では「傳吏」光武本紀とある以上に詳しいことはわからなかったが、この木簡の出現で嗇夫のいたことが實證される。もっとも、『積古齋鐘鼎彝器款識』卷九に收められている陽泉使者舍熏爐の銘文には、

陽泉使者舍熏爐一有般及蓋、幷重四斤□□□五年、六安十三年乙未、內史屬賢造。雒陽付守長則・丞善・掾勝・傳舍嗇夫充。

とあって、木簡の出土をみなくともその存在は一應は認められたのであるが、陽泉という地名や、六安十三年という年紀等、銘文に疑問が多いので、木簡と互照して始めて確認できるわけである。

かくして、郡縣の吏の中に、廐・廚・傳舍という交通宿泊設備に各々嗇夫がいたことが認められる。

七、庫嗇夫　　居延漢簡及金文

初元五年四月壬子、居延庫嗇夫賀、以小官印行丞事　敢言□　三二・一六

董雲　君前

三月丙戌庫嗇夫宋宗以來　二六四・四(背)

元封二年雒陽武庫丞闕・嗇夫管□、令史樂時、工置造。容十六年八升重六十八斤。[16]

八、倉嗇夫　　居延漢簡

永光元年九月乙丑朔丙午、受肩水倉嗇夫將延長武□□　三一五・一七

庫・倉に關しては、米田賢次郎氏の「漢代の邊境組織」[17]の中に考證があり、關係官については藤枝晃氏の「漢簡職官

表」に例があげられているから、こゝでは蛇足を加えない。

九、關嘗夫　　敦煌及居延漢簡

入西蒲書二封其一封文德大尹章詣大使五威將軍莫府一封文德長史印詣大使五威將莫府

建國元年十月辛未、日食時、關嘗夫□、受戍卒趙彭　　敦煌簡　三六七

缺朔辛卯、關嘗夫致任常賢實　缺

缺三親□□□□□□□□出入關　　敦煌簡　三七三

關嘗夫については、森鹿三教授の「關嘗夫王光」[18]があり、その職分については、私にも別稿があるので[19]、こゝでは述べない。敦煌簡の例のみをあげたのは、從來の木簡資料の中で、鄉官でない嘗夫の名が見られるのはこの二簡以外にないので、特に選んだのである。居延簡の例は前記の論文のほか、藤枝氏の表に多い。

十、市嘗夫　　漢書卷八十六何武傳及漢官

何武、蜀郡郫縣人也。武兄弟五人、皆爲郡吏、郡縣敬憚之、武弟顯家有市籍、租常不入、縣數負其課、市嘗夫求商、捕辱顯家、顯怒、欲以吏事中商、武……卒白太守、召商爲卒史。

雒陽市長一人秩四百石、丞一人二百石、明法補、員吏三十六人、十三人百石嘗夫、十一人斗食、十二人佐。　　百官志大司農條注引漢官

何武傳の文によれば、市嘗夫は縣の屬官で、租の徵收にあたっている。鄉の嘗夫の職に似たものであろう。

十一、宗・祝・卜・史官の嘗夫　　漢書卷九十九上王莽傳

（哀帝時王莽）官在宰衡、位在上公、今加九命之錫……署宗官・祝官・卜官・史官・虎賁三百人、家令丞各一人、宗祝卜史官、皆置嘗夫・佐。

嘗夫・佐を置いたことは、王莽に對する優遇を意味するものだから、宗祝卜史官が漢制に比したとすれば、百官表奉常（太常）の屬官、太祝・太史・太卜等にも嘗夫があったかも知れない。

十二、園陵・帝廟・侯廟等の嘗夫　　後漢書卷四十四城陽恭王傳　同卷四十八蓋延傳

建武二年……延遂定沛楚臨淮、脩高祖廟、置嘗夫・祝宰・樂人。　　蓋延傳

建武十八年、立考侯・康侯廟、比園陵置嘗夫、詔零陵郡奉祠節侯・戴侯廟……置嘗夫佐史各一人。　城陽恭王傳

以上列擧した嘗夫は、統屬系統の明白なものとそうでない

ものと相なかばするが、中央官廳にも、郡縣にもわたっており、大體、令――丞(尉又は掾)――嗇夫という形らしいことは想像される。このことは、次の工官の嗇夫をみると更にはっきりする。たゞ、工官の嗇夫については、考證を要することが多いので、節を改めて述べることにしよう。

二

工官の嗇夫の存在を明記する資料は、漢代の漆器及び銅器の銘文である。

始元三年、蜀西工長廣成・丞何放・護工卒史勝・守令史母夷?・嗇夫索喜・佐勝、欧工當・汧工將夫・畫工定、造。

永光元年、右工賜□塗□、嗇夫熹、主。右丞裁、令曷、省。

兩者共に樂浪出土の漆器の銘文で、梅原末治博士の『支那漢代紀年銘漆器圖說』[20]に採錄されている。始元三年の器の造作されたのは、蜀郡西工官である。永光元年の器の造作場所は、銘文から推すと、どうしても右工でなければならぬ。從來はこういう工官名は考えられなかったが、臆說を述べれば、百官表將作少府(將作大匠)の下に右校令があり、百官志、將作大匠の屬の司馬彪注には、「右工徒を掌る」という。この官は百官表によれば、成帝の陽朔三年に廢され、百官志劉昭注では安帝の時に復活したことになっているが、永光元年は、廢止に先立つこと三十一年、元帝の時にあたり、後述の如く貢禹の上言のあった前漢で最も工官の器作の盛な時であるから、右校令下の工徒にも、こういう漆器を作らせていたのではなかろうか。銘文が例になく簡單なのも、臨時的な製作の爲で、從って右工の製品は高級品でなかったと解してはいかがであろう。同じ蜀郡西工官の銘をもつうちでも、前記の銘をもつものは比較的早期に屬し、最も遺物の多い前漢末の銘文は、

永始元年、蜀郡西工、造乘輿髹汧畫紵黃釦飯槃、容一斗、髹工廣、上工廣、銅釦黃塗工政、畫工年、汧工威、清工東、造工林造。護工卒史安、長孝、丞畧、掾譚、守令史通主。

の如く長文となり、工人の名が監督官名より先に出てくる。[21]この形式は、元始四年の廣漢郡工官、[22]始建國天鳳元年の子同(成都)郡工官[23]などの他工官の製作した器の銘文とも一致する。梅原博士は、元始二年の銘が簡單なのは「云はゞな

ほその整備に至る前段のものと見られ」[24]るとされるが、乘輿卽ち天子の用に供するものである爲、記銘法が丁重になっているとも考えられる。ともあれ、前例の嗇夫索喜は蜀郡西工官嗇夫、後例の嗇夫熹は、右工嗇夫（右校嗇夫とすべきか）と考えてよいだろう。

桂宮鴈足鐙、高六寸、重三斤三兩、竟寧元年考工輔爲內者造。護建、佐博、嗇夫福、掾光、主。右丞宮、令相、省。第卅一。[25]

建昭元年考工輔爲內者造銅鴈足鐙。重五斤三兩。護建、佐博、嗇夫福、掾光、主。右丞宮、令相、省。中宮內者第三。[26]

漢の銅器銘の考釋は、『八瓊室金石補正』卷二の「桂宮鴈足鐙款」の條のものが一番詳しいが、これは、阮元の『積古齋鐘鼎彝器款識』と、徐同柏の『從古堂款識學』に收めた「建昭鐙跋」とが引用されて、補正の考釋は、徐氏の跋以上にでていない。

さて、器は考工の作にかゝる。考工は少府の屬官で、武帝太初元年に考工室から考工と名を更えた百官表。阮氏は、「右丞宮令は守宮令の丞、護建佐は官名であるが百官表にはなく、輔・博・福・光・主・相は皆人名である」というが、これは大混亂である。徐氏は、「百官志に考工令一人、左右丞各一人とあるが、この銘は首に考工といゝ、下に主右丞・令とある。令は考工令、右丞は考工右丞、主とは典令の謂である。護・佐・嗇夫・掾は並に考工の屬で、護のほかはすべて百官志に引用する漢官の中に散見し、護も漢器の銘に例があるから考工の屬である。輔・建・博・福・光・相は皆人名で、輔が造作にあたり、建以下六人が司ったから省といゝ、その職の序は賤から貴に及んでいる」というが、この考釋は誠に明快で、殆んど訂正の用はない。[27]ただ徐氏は主右丞と讀み、主を下の官名につけて讀むが、これはむしろ、內藤[28]・梅原兩博士が樂浪出土漆器の銘を解して、主を上文につけられた方が正しい。銘文より歸納すると、主は下の省に相對し、主は比較的下級の、省は上級の官をうけているとみるべきで、恐らく直接その器の造作を監督したことを『主る』、工官全體の責任を持ち、器に對しては間接的に監督したのを『省る』としたように思われる。かくして、前記銘文中の嗇夫福は、考工嗇夫である。

杜陵東園銅壺、容三斗、重十三斤、永始元年併工長造、

・護昌、守。齋。夫宗、掾通、主。守左丞博、守令並、省。[29]

綏和元年、供工工譚爲內者造銅鴈足鐙、護相、守。齋。夫博、掾竝、主。右丞揚、令賀、省。重六斤。[30]

綏和元年、供工〻彭造、掾臨、主。守右丞何。守令鳳、省。[31]

東園壺の銘文にある齋夫宗、鴈足鐙の齋夫博の所屬が問題である。まず彼は守齋夫である。守の字のついた官名は、今までにあげた資料中にも多く散見し、漢簡の中にも多數の例がある。守官は眞官でないもので、濱口重國、勞榦兩氏に考說があり、私もまた別の機會に考えを述べてみたいと思う。[32]

さて、これらの器の製作された工官は、考工の例に從えば、併工又は供工となる。この名は甘露元年永安宮鼎、元延二年鈁、建平二年鐘、元延三年乘輿鼎、綏和元年湯官銅壺などの銘文にみえ、釋讀者によってその解讀が併供兩樣であるが、いずれも同一の文字で、梅原博士が供とされた通り、總べて供工と讀むべきである。博士は、「百官表に、王莽が少府を共工と改めたとあり、(若し)供工と共工を同義とすれば、その改名は漆器銘からみて前漢末に遡るべきだが、種々の點から寧ろ考工と別に、供工なる相近い工官のあったことを認めて然るべきでないか」[33]とされるが、私もそれに從いたい。漢書劉輔傳卷七十七に「共工獄」があり、輔は掖庭祕獄からこの獄へ移された。蘇林は考工のことであると注し、周壽昌も蘇說を是とするが、私は、銅・漆器をあわせて十指に近い漢器の銘文にある供工という名の工官を否定することは難かしいと思うので、劉輔傳と互證して、供工工官を認めたい。從って宗・博は、供工齋夫である。(因みに輔は成帝の時の人である)

竟寧元年、寺工工護、爲內者造銅鴈足鐙、重三斤十二兩、護武、齋。夫霸、掾廣漢、主。右丞賞、守令尊、護工衣史卒カ□□省。中宮內者第廿五、受內者。[39]

この齋夫は、前例に從えば寺工齋夫でなければならぬ。寺工という工官はもとより百官表にはない。それで容庚氏は考工と解讀するが、劉體智・吳大徵兩氏は寺工と解しており、文字は寺であると思う。竟寧元年は元帝の時、前三十三年で、その前の年號は建昭、前三十八年の元年から五年間續いた。その間の年紀を銘文にもつ考工製作の器は、寡見に入ったものに、建昭元年鴈足鐙、建昭三年行鐙、建昭[40]

三年鴈足鐙[44]、竟寧元年桂宮鴈足鐙、竟寧元年中宮鴈足鐙[45]があって、建昭元年鴈足鐙と桂宮鴈足鐙との銘文は先に引用した。そして兩者の關係官の人名が全く一致していることは見られる通りであるが、實は右の五器は盡く同じである。このことは、どの器かをモデルにして他器を僞造した場合を除けば、建昭元年から竟寧元年まで、考工の關係官に移動がなかったとせねばならぬ。そういう時期にこの寺工鴈足鐙が、人名のみが全然異り、且つ護工卒史の官が加っている外、官の組織の全く同樣な銘文を持つことは何を意味するだろうか。建昭の年號を持つ器は一應別として、竟寧元年作の三器のみを考えてみれば、一層はっきりする。考工の銘を持つ二器の人名・官名が一致して、寺工のそれのみが違うということの理由は、この器が僞造品であると斷ずるか、若しくは寺工という別個の工官を考える以外に解決の方法がない。しかも敦煌出土の木簡に

□刀一完　鼻緣刄麗　麗不磹硜　神爵四年繕　盾一完
神爵元年寺工造　　敦煌簡四

というものがあって、盾が寺工によって作られたむねを記し、また、『十鐘山房印擧』官印中に寺工の半通印が存在するから[46]、私は、寺工工官の存在も認むべきでないかと思う。

こうして私は、考工のほかに、供工・寺工という工官を認めようとするうえに、更に臆說をたくましくして、これが所謂三工官ではないかと思うのである。三工官とは、漢書貢禹傳卷七十二に

蜀・廣漢、主金銀器、歲各用五百萬、三工官、官費五千萬。

とあるもので、從來、如淳・顏師古・錢大昭[47]の三說を否定して、考工室・尙方・東園匠の三を以てそれに比する加藤繁博士の說[48]があるのは衆知のことである。しかし、考工室は異論はないとして、遺物の上からいえば、尙方は、駒井和愛博士が『中國古鏡の研究』に述べられたように[49]、それが中・左・右の三つに分かれたのは後漢以前にまで遡らせ得るのみならず、建昭宮銅鼎の元狩元年[50]、駘蕩宮銅登の太初四年[51]の如き武帝の年號のある銅器にすら中尙方の名がみえ、百官表から想定される姿より擴大して考えられる一方、東園匠の作とみられる遺物がないことは、考工室・尙方・東園匠は、相當性格の違った機關ではなかったかと思う。そこで、供工が有り得るとされた梅原博士の說を更に進め

て、同様な性格を持ち、いずれも工という字のつく考工・供工・寺工を以て三工官に比してみようと考えるのである。

なおこのほか、齊安宮盧に曲宮嗇夫、元康鐙[53]・元康鐎斗[54]、五鳳熨斗[55]などに考工繕作府嗇夫、新莽中尚方鐘[56]にも嗇夫（すなわち中尚方嗇夫）がみえるが、指摘するにとゞめる。

漢器の銘文よりみれば、嗇夫の地位は、大體令―丞―掾―嗇夫―佐という順序になり、時に令史が掾と嗇夫の間に入る場合があるといえる。[57] かくして鄉官でない嗇夫は、大別して十三種にのぼったわけであるが、これから歸結するところは、單に嗇夫とだけいえば、ただちに鄉官の一である嗇夫を意味するものでなく、官制の中の官等を示す令・長・丞・尉・掾などと同様の範疇の語であって、それには様々の職種があり、鄉にいる嗇夫はその一職種にすぎないということになる。そして縣に屬する嗇夫でも、必ずしも鄉のそれを指すとは限らないから、鄉の嗇夫をいう時は、鮑宣傳（漢書卷七十二）にあるように「縣鄉嗇夫」といわなければならず、しかも縣には鄉は一つに限らないから、正式には、舒縣桐鄉嗇夫（漢書朱邑傳）とか、（山陰縣）靈文鄉嗇夫（後漢書鄭弘傳引謝承書）とかいうように鄉名をつけなければならないのである。

三

嗇夫には、職種による區別のほかに、有秩と斗食の別があった。鄉に鄉有秩と鄉嗇夫があり、鄉有秩とは有秩嗇夫の謂であることは、百官表や百官志の記載をみれば明らかである。司馬彪は有秩は秩百石としており、百官志注に引く漢官に、

雒陽令秩千石……員吏七百九十六人……鄉有秩・獄吏五十六人、佐史・鄉佐七十七人、斗食令史・嗇夫・假五十人……

とあるほか、張敞傳（漢書卷七十六）・蒼頡廟碑[58]、漢簡などにも鄉有秩がみえる。すると、先に引いた雒陽市の官員に百石嗇夫とあるから、あたかも鄉の場合のみが有秩と呼ばれたかの様であるが、有秩という言葉は、百官志司馬彪注（太尉條）に、

漢初掾史辟、皆上言之。故有秩、比命士。其所不言、則爲百石屬。其後皆自辟除、故通爲百石云。

とあって、掾史百石の者に皆通ずる。居延漢簡をみると、

張掖居延甲寨有秩士吏公乘段尊、中勞一歲八月廿日、能書會計、治官民頗知律令文☑　五七・六

□□居延甲渠候官塞有秩候長公乘王宮□勞十月一日　一八五・一〇

等と、士吏や候長の軍吏にもついていて、なみの士吏・候長と區別されているほか、傳舍嗇夫には、顯美傳舍斗食嗇夫があった。從って當然傳舍有秩嗇夫も豫想されるわけで、五七・六や一八五・一〇が功勞關係の文書[59]であり、傳舍斗食嗇夫の簡は轉任命令であることを思えば、公的性格の強い文書では、正式に官名をあらわすには、有秩・斗食の別をはっきり書いたとみるべきであり、嗇夫には一般すべてにこの別があったろう。有秩・斗食の區別は秦制にまで遡れるが[60]、斗食は百石に滿たぬ歲俸を受けている吏で、要するに秩による差別である[61]。この差別が、具體的にどうあらわれるかといえば、鄉嗇夫の場合、百官志鄉の條の司馬彪注に、

有秩は郡の署する所…その鄉小なれば、縣嗇夫を置く。

とあって、任免權の所在が違っている[62]。章懷太子注にひく漢官には、

鄉、戶五千なれば則ち有秩をおく。

というから、嗇夫が有秩か斗食かは戶數の多少によってきまるわけであるが、縣の長官の場合、萬戶を減ずれば長といゝ、秩は最低三百石という百官表から、その所轄戶數の上から考えれば、大鄉の有秩は、小縣の長に比肩しうる程の權限があるといえるだろう。漢簡の中の有秩の例は、

鴻嘉三年閏月庚午朔癸酉安□鄉有秩延壽敢言☑　三二・一七

☑囊鄉有秩梁敢言之昌□☑　六三・五三

甘露四年六月丁丑朔甲辰西鄉有移(秩)☑

王武案母官衞事當爲傳致□☑

□□□二月□湯☑　(面)

印曰雒陽丞　(背)　三三四・二〇

などである。

次に有秩嗇夫は印綬を帶びていた。後漢書卷七十九仲長統傳中の損益篇の語に

身無半通青綸之命、而竊三辰龍章之服。

とあって、章懷太子注には、

十三州志曰、有秩嗇夫、得假半章印。

とあり、禮記緇衣篇「王言如綸」の鄭玄注に、

綸、今有秩嗇夫所佩也。

とし、また爾雅釋草篇綸字の晉の郭璞注にも、

綸、今有秩嗇夫所帶。

とあり、有秩嗇夫は綸綬半通印を帶びていたことがわかる。綸とは說文に、「青絲の綬」といゝ、續漢書輿服志によると百石の吏は青紺綸を帶びるから、これは當然斗食嗇夫にはないことになる。その印文の例は「廚嗇夫」封泥で窺い知れる。

初元五年四月壬子、居延庫嗇夫賀、以小官印行丞事、敢言□　三二・一六

[甘露]元年十一月壬辰朔甲午、肩水關嗇夫光、以小官印行候事、敢言之、出入簿一編敢言之、（面）

佐信　（背）　一九九・一

等の小官印とは、恐らくこの半通印であり、賀・光はそれ〴〵居延庫有秩嗇夫、肩水關有秩嗇夫であろう。

嗇夫には佐という屬僚があった。一九九・一の背面に佐の信が署名しているが、

☑令／嗇夫光・佐信　二五三・四

という文書の末尾は、令の字が多分「如律令」かと推定されるから、命令書の末尾で、肩水關候が發したものと考えられる。この佐信は、正式には關佐とよばれる吏で、次節で述べる樣に鄉嗇夫の下には鄉佐があり、宗・祝・卜・史官や侯廟の嗇夫にも、また工官の嗇夫にも佐があったのと同樣である。從って倉佐[63]は倉嗇夫の屬僚であろう。

嗇夫一般に關する知見は大畧以上で盡きるが、漢簡の中には、なお鄉嗇夫の職務に關する資料があるので、節を改めて鄉嗇夫のみをとりあげてみよう。

四

百官表及び百官志の鄉嗇夫に關する記載は次の通りである。

鄉有有秩・嗇夫、嗇夫職聽訟收賦稅。　百官表

鄉置有秩、本注曰、有秩郡所署、秩百石、掌一鄉人、其鄉小者、縣置嗇夫一人。皆主知民善惡爲役先後、知民貧富爲賦多少、平其差品。　百官志

彼等の職務は、鄉の司法と行政とである。漢簡の物語るところも、その範圍を越えないが、今少し具體的にその活動が知れる。

まず司法の面では、彼は自己の鄉內に住む住民が旅行したいと申請した時、申請者に前科のない旨を證明する權限

があり、その證明にもとづいて縣が認證を與えると、その文書はそのまゝパスポートになって、全國に通用する。詳細は別にのべたが、[64] 嗇夫の司法權をしめす一例であろう。その種の文書の一例は次の通りである。

永始五年閏月己巳朔丙子、北鄉嗇夫忠敢言之、義成里崔自當、自言爲家私市居延、謹案自當毋官獄徵事。當得取傳、謁移肩水金關、居延縣索關、敢言之。

閏月丙子、觻得丞彭、移肩水金關・居延縣索關如律令。

／掾晏・令史建。　一五・一九

鄉嗇夫は、一鄉内の治安を維持する游徼を配下に從えていたらしい。急就章顏師古注に、

游徼、卽嗇夫之所統。

とある。かくして彼は、警察權と裁判權とをあわせ持っていたが、或いはそのために獨立の獄をもっていたかも知れない。何故ならば、後漢書崔駰傳卷八十二に、敞の父篆が、王莽時代に建新大尹(千乘郡太守)になった時のことゝして、

到官稱疾不視事、三年不行縣、門下掾倪敞、諫篆、乃强起班春、所至之縣獄犴塡滿。

としるし、同所の章懷太子注に

前書音義曰、鄉亭之獄曰犴。

と述べている。犴という文字は、塩鐵論卷十刑德篇に、「是以法令不犯、而獄犴不用也」、又「宜犴宜獄」とある。この後の句は、詩經の小雅小宛の句で、毛詩は犴を岸に作るが、韓詩は犴に作り、犴は鄉亭之繫、獄は朝廷之繫としている。これらの資料、特に鹽鐵論の場合は文學的な修辭とみるべきであろうが、若し崔駰傳のそれが、當時の實態を反映しているとすれば、少くとも王莽時代には鄉に獄があったことになり、それを司るものは鄉嗇夫でなければならない。

次に、賦稅徵收の面における鄉嗇夫の職務に關聯した文書に、

建平五年八月□□□□□[65]廣明鄉嗇夫客、假佐玄敢言之、善居里男子丘張、自言、與家買客田、居作都亭部、欲取□□、案張等更賦皆給、當得取檢、謁移居延如律令、敢言之。　（面）

放行　（背）　五〇五・二七

というのがある。この種の文書は、パスポートと違って、他に同例がない。僅かに、

秩護佐　敢言之

況更賦給　鄉□□　　二二・五五

という一片を、上半が折れたものと考え、第一行頭に「鄉有」の字を補うと、鄉有秩護、佐となるので、第二行の況を人名とすれば、或いは同類のものゝ斷片かと見られるのみである。この様に例がないうえに、文中の二字の缺字が丘張の要求事項である爲、結局文意が把握できず、文書の目的である「當得取檢」の意味もわからない。しかし、鄉嗇夫が證明していることは、更賦皆給――賦税に滯納がないことである點は間違いない。それに、證明にあたって、嗇夫のほかに假佐が連署している點も注目に値する。假佐は、漢書王尊傳卷七十六に、

司隸遣假佐放、奉詔書白尊發吏捕人。

とあり、百官志注にひく漢官にも

……十五人佐、五人假佐……太常條

……二十七人佐、……三十人假佐……廷尉條

とみえる。百官志司空の條の司馬彪の注の中に、

軍司馬一人……曲有軍候一人……又有軍假司馬・假候、皆爲副貳。

とある假司馬の官印が、「軍假司馬」と印文の中に假の字をつけたまゝになっているから、[66] 假佐も正式の官名とみなければならぬ。[67] この假佐玄は、廣明鄉嗇夫に屬するから、彼は鄉佐でなければならぬ。從って百官志司馬彪注の

有鄉佐、屬鄉、主民收賦税。

とある鄉佐にあたり、その存在を前漢に遡及して認めることができる。そして今のところ鄉嗇夫・鄉佐が連名して證明したパスポートは一簡もないから、鄉佐は百官志にいう通り賦税にのみ職權を有し、司法の面には關係しなかったといえるだろう。漢の官文書が極めて正確であった一面が窺えるのである。また東觀漢紀卷十六周黨傳に、

周黨、太原人、鄉佐發黨徭道、於人中辱之。

とあって、鄉佐が徭役の徵發を直接擔當していたこともわかる。[68] その職務がこのようであったから、後に嗇夫が爭訟のみをつかさどる様になったのかも知れない。[69]

以上のほかに鄉嗇夫と賦税の關係をしめす木簡として

北□□卯　　□□里父老□□
秋賦錢五千　　正安釋□□　　三六・一
　　嗇夫京佐吉

東利里父老夏聖等敎數
西鄉守有秩志臣佐順臨
從請親且

滎陽　回秋賦錢五千　四五・一

の兩簡がある。この簡の意味もよくわからぬが、大膽な臆測を許されるなら、勞榦氏が封檢の形をしていると述べていて[70]、四五・一には封泥が殘っていること（回印がそれ）から、他地區から居延地區へ送られてきたものといえる。そうすると、滎陽は河南郡滎陽縣であり、そのことは鄉有秩がいる程の大鄉を持っていることからも裏付けられるであろう。他郡の賦錢が居延地區へ送られてきたことは、

廣谷縣長韓昌　未得本始三年正月盡三月積三月奉用錢千八百

元鳳元年六月辛丑除　已得河內賦錢千八百　四九八・八

の簡などにより有り得ることであるから、結局この兩簡は賦錢が他郡から邊境へ送られた時の荷札の如きものでないかと思う。それから、西鄉守有秩志臣佐順臨と臨とは、

入糜小石十四石五斗、始元二年十一月戊戌朔戊戌、第二亭長舒、受代田倉、驗見、都丞延壽臨。　二七三・三

と同樣[71]、責任者の立會ったことを意味している。とするならば、里の父老が計數するのを、鄉嗇夫と佐が立會ったとでもいうのだろうか。とにかく、官僚の末端と、民衆の代表とが同一の簡に並んでいるのは注目に値するが、十分に解讀できないのは誠に遺憾である。

後漢の大儒鄭玄も鄉嗇夫になったことがあった（本傳）という。しかし彼はこの職を好まなかった。最も民衆に近く、しかも賦稅・司獄の兩面で鄉の實權を持つこの職は、彼には煩苛であったのかも知れない。それはともかく、このような權限をもつ鄉嗇夫の良否は、縣政に重大な影響を及ぼすもので、後漢の初、京兆郡長陵縣の鄉嗇夫になった第五倫は、徭賦を平かにし、怨結を理めて鄉人の歡心を得た（卷七十一本傳）といゝ、陳留郡外黃縣の縣令牛述は、人選に成功したので、令史より轉じた鄉嗇夫昭の仁化大いに行われ、「人はたゞ嗇夫を聞いて郡縣を知らざる」狀態にまでいたった（後漢書七十七爰延傳）という。鄉嗇夫の地位は、所謂少吏の中では相當高いものであって、先にも述べた樣に大鄉の有秩ならば小縣の長にも比肩し得る權限を持っている。その點令史や尉史等の樣な屬僚[72]ではなくて、小さい乍ら獨立の權限がある。私に民に錢を賦し、衣を市って父に進めてその怒をうけ、衣を持って酒泉太守吳祐のもとに自首した嗇夫孫性に

對し、太守は「掾」と呼びかけている後漢書 吳祐傳 鄉にあっては衣冠鮮明[73]で目立つ存在であり、確かに「地方民には宛然父母の官」[74]の如きであったろう。鄉有秩・嗇夫が正史の表や志に殘ったのもその故であろう。しかし彼等は、或いは令史等の他の官より轉任し來り、或いは卒史・督郵[75]等へ拔擢[76]されて昇進し、または顯美傳舍嗇夫が功と勞とを積んで候官の士吏へ遷った樣に、年功によっても轉任した筈である。碑文に殘った漢人の官歷に鄉嗇夫が間々見出されることは、それが郡縣の吏の昇進コース上の一段階であったといえる。[77]そうすれば、宮崎博士の推測された「鄉人の意向を參酌して決定され…鄉の輿論を反映」[78]するが如きものではなく、辭令一つで動く官吏にすぎない。彼等はあくまで民衆に相對する官僚の中に含まれるものであって、民衆との間には越え難い溝があったであろう。つまり私は、鄉嗇夫は、本稿で考證した樣に、嗇夫という官等の中の一職種として官僚體系の下位に含まれるもので、彼等もまた官僚の一つであったと結論したいのである。

註

①歷史語言研究所集刊第二十五本、(一九五四年六月)

②京大人文科學研究所創立二十五周年記念論文集。

③鎌田重雄「漢代鄉官考」『漢代史研究』所收。
宮崎市定「讀史劄記」史林二十一ノ一、など。

④鎌田氏は右の論文に註記して、
「嗇夫には二通りある。一は本文の如き力役・賦稅を司る官であるが、他は漢書卷五十一張釋之傳に「虎圈嗇夫」と云う記載がある。之は獸類を養う所の役人である」と虎圈嗇夫を指摘し、嗇夫に二通りあるとの見解を述べていられる。

⑤文帝紀、元年三月詔、…今歲首不時、使人存問長老…年八十以上賜米人月一石、肉二十斤、酒五斗、其九十以上賜帛人二疋、絮三斤、賜物及當稟鬻米者、長吏閱視、丞若尉致、不滿九十、嗇夫令史致。また、虎圈嗇夫も文帝の時である。

⑥韓非子說林下、晉中行文子出亡、過於縣邑、從者曰、此嗇夫、公之故人、公奚不休舍。
同外儲說右下。故失火之嗇夫不可不論也。
なお、管子君臣篇に吏嗇夫・人嗇夫がある。

⑥說文 从來从回、來者嗇而藏之、故田夫謂之嗇夫。

⑦漢書外戚恩澤表陽城侯田延年の條の如淳注に天子錢藏中都內又曰大內とあり、都內錢卽ち國家財政を支出する大司農の錢を大內錢ともいったことがわかる。周禮大府の條鄭玄注に大府爲王治藏之長若今司農矣といい、また職內の條に、職內主入也若今之泉所入謂之少內というから、大府と少府、大內と少內という樣に對比すると、少內は少府の收入全體を主とる樣な官であるかもしれない。註記して敎示をまちたい。

⑧漢書卷九十七外戚傳許廣漢の條にも同じ事が著されている。

⑨後漢書鄧皇后紀注にひく漢官儀も同じである。

⑩例えば漢書劉輔傳。

⑪例えば河南平陰尉史、君陽里、公乘、魏聖、年三四・四六

⑫伊藤德男「漢代の郵について」東洋學報二八ノ三、松本善海「秦漢時代に於ける亭の變遷」東洋文化研究所紀要第三。

⑬後漢書卷四十一劉玄傳注所引。

⑭同劉盆子傳。

⑮濱口重國「漢代の傳舍――特にその設置地點に就いて――」東洋學報二二ノ四

⑯容庚『漢金文錄』卷二

⑰⑱東洋史研究十二卷三號

⑲「漢代の關所とパスポート」關大東西學術研究所論叢第十六。

⑳昭和十八年十月、桑名文星堂刊。

始元二年の器銘は同書六―七頁、永光元年の器銘は八頁。

㉑同書十二頁。

㉒同書二十四頁。

㉓同書四十三頁。

㉔同書五十五頁。

㉕容庚『漢金文錄』卷三ノ二十二、金文の收められた書名は、特に必要のない限り一書にとゞめる。

㉖『八瓊室金石補正』卷二。

㉗護について私は次の樣に考える。漢書王嘉傳中の嘉の上奏に、駙馬都尉董賢、亦起官寺上林中、又爲賢治大第、開門鄉北闕、引王渠灌園池、使者護作、賞賜吏卒、甚於治宗廟。といゝ、顏師古は「護は監視なり」という。この解釋は、西域都護、護羌校尉などにも通用する。漆器銘文にある護工卒史は、王莽時代の漆器では護工史、後漢の漆器や銅器（例えば漢金文錄卷六永元六年鐵）には護工掾としてでてくる。卒史は百石級の吏であるから、護に比較すれば高級なのであろうが、いずれも工人を監督する任務で、護は現場で工人を監視していたのではなかろうか。

㉘内藤虎次郎「樂浪遺蹟出土漆器の銘文」『讀史叢錄』所收。

㉙阮元『積古齋鐘鼎彝器款識』

㉚『漢金文錄』卷三。

㉛梅原、前揭十三頁。

㉜勞榦『居延漢簡考釋』考證之部、濱口重國「漢碑に見えたる守令・守長・守丞・守尉等の官に就いて」書苑七卷一號。

㉝劉體智『小校經閣金文』卷十一　併と釋す。

㉞『積古齋鐘鼎彝器款識』

㉟『小校經閣金文』卷十三。

㊱『漢金文錄』卷一。

㊲『薛氏鐘鼎款識』

㊳梅原前揭六十五頁。

㊴㊵㊶㊷『漢金文錄』卷三ノ二十二、『小校經閣金文』卷十三ノ九十六、吳大徵『愙齋集古錄』第二十六ノ二十四。

㊸㊹㊺『漢金文錄』卷三ノ二十一。

㊻『十鐘山房印學』學之二、官印十七、五十五、藤枝晃氏の敎示による。

㊼貢禹傳の注、如淳は河南懷・蜀郡成都・廣漢の三工官に、顏師古は考工室・右工室・東園匠にあてる。錢大昭は『漢書辨僞』

に考工室の一令二丞がそれと考えている。

㊽加藤繁「漢代に於ける國家財政と帝室財政の區別並に帝室財政一斑」『支那經濟史考證』上所收。

㊾同書三十頁。

㊿『漢金文錄』卷一。

(51)劉心源『奇觚室吉金文述』

(52)『積古齋鐘鼎彝器款識』

(53)端方『陶齋吉金錄』卷六。

(54)『積古齋鐘鼎彝器款識』

(55)『漢金文錄』卷四。

(56)『漢金文錄』卷二。

(57)銘文からみる限り蜀郡西工官はそうの樣で、本文引用の漆器銘のほか、『小校經閣金文』卷十三所收の二年酒傭の銘も、

酒一二年蜀西工長傭令史後得嗇夫中章佐廣成工貞造容五石重九十五斤

とあって、令史が嗇夫より先にでてくる。

(58)金石萃編所收。

(59)拙稿「漢代における功次による昇進について」東洋史研究十二ノ三所收參照。

(60)史記卷十五六國表、秦孝公十三年「初爲縣有秩史」史?

史記卷七十九范雎列傳「今自有秩以上至諸大吏」

史記卷六始皇本紀十一年「歸斗食以下」

(61)藤枝氏は「漢簡職官表」に、〃縣官には(A)「百石以下、有斗食・佐史之秩、是爲少吏」(B)「掾—嗇夫—令史—佐」の二系列があり、時代による違いか部課による違いで並存していたものか判斷できない〃とされるが、(A)は秩次(B)は官等をあらわし、並存していた。官吏は秩次によって階級づけられ、秩次に應ずる官職があった。例えば秩六百石の官には、廷尉平・將作大匠丞・大長秋丞・下級縣令。設置當初の刺史等々の職があり、他方丞といえばすべて次官という官等を意味するが、それには太常丞(六百石)も、郡太守丞(六百石)も、戊巳校尉丞(比六百石)も縣丞(四百—二百石)もあった。從って同秩官でも官等が違い、同じ等級でも秩次が違うことがあるわけで、嗇夫という官等に有秩と斗食の秩次があったのである。A・Bは範疇が違うのである。

(62)鄉嗇夫以外の嗇夫の任免權の所在は確かにはわからぬが、郡縣の嗇夫は鄉嗇夫と同樣でなかったろうか。

(63)藤枝氏「漢簡職官表」參照。

(64)前掲「漢代の關所とパスポート」

(65)この缺字は□□朔□□という日附である。

(66)『十鐘山房印舉』舉之二官印十。他に「部假司馬」「假司馬印」がある。

(67)王尊傳蘇林注に胡公漢官假佐取內郡善史書佐給諸府(府有史故言佐也)—七字は補注引宋祁曰により補う—とあるが、こゝにはあたらぬ樣に思う。

(68)後漢書卷百十三同傳によると、この事件は前漢末・王莽以前のことで、これも前漢に鄉佐がいた證據になる。

(69)宋書百官志下に鄉有鄉佐三老有秩嗇夫游徼各一人鄉佐有秩主賦稅……嗇夫主爭訟とある。これによると鄉には有秩も嗇夫もいたことになるが、前文の漢制云々をうけるのか、後文各有舊俗

無定制也にまで連なるのかわからない。恐らく漢制がくずれていった結果だと思うが、後考をまちたい。

⑦⑩『居延漢簡考釋』考證之部。

⑦⑪同類の文書は米田前掲參照。

⑦⑫漢舊儀に令吏曰令史、丞吏曰丞史、尉吏曰尉史とある。令の屬吏、尉の屬吏の意味である。

⑦⑬東觀漢記卷十任光傳、南陽宛人也、初爲鄉嗇夫、漢兵攻宛、軍人見光衣冠鮮明、令解衣將斬而奪之。

⑦⑭宮崎前掲。

⑦⑮漢書張敞傳。

⑦⑯後漢書第五倫傳。

⑦⑦第五倫傳に、宕渠縣の鄉佐玄賀が九江・沛の郡守を經て大司農にいたったことがみえる。

⑦⑧宮崎前掲。

本稿は昭和二十九年度文部省科學研究費の補助による「カラホト附近出土漢代文書の整理並にそれによる漢代史の綜合的研究」の成果の一部である。

—一九五五・三・二七—

追記

(1)森鹿三教授から、尙書大誥篇に、

天唯喪殷、若穡夫、予曷敢不終朕畝。

とあり、漢書卷八十四翟義傳の王莽の語に、

天惟喪翟義、劉佶、若嗇夫、予害敢不終予晦。

と類似の句があって、嗇夫が穡夫の意味に用いられている。恐らく農夫が、良草を育て、惡草を除くところから轉じて民草を治する官名になったものであろうとの示教をうけた。

(2)甘露二年正月辛卯朔丙午肩水嗇□☑ 三七・五一

(元)始四年十二月丁酉朔己亥觻得令建守丞安昌敢言之謹移十月☑ (面)

掾宗守嗇夫延年佐就 (背) 五七・一〇

などは、或いは縣嗇夫とでもいうべきものかもしれないが、なお疑問があるので後考をまつことにしたい。

—一九五五・七・五—

昭和三十年度
京都大學文學部東洋史關係講義題目(I)

東洋史

研究 史籍目錄學 宮崎教授
西アジア史の諸問題 羽田教授
中國古代史の諸問題 大島講師
康有爲研究 小野川助教授
六朝時代史 宮川講師
アッバース朝社會の研究 佐藤助手

演習 K.A. Wittfogel; History of chinese society, Liao. 田村教授

講讀 鹿洲公案講讀 宮崎教授
宋史食貨志 佐伯助教授
大唐西域記に記されたる中亞及び印度 佐藤助教授

Sê-fu (嗇夫) of Han Dynasty

O. Oba

The obligation of Sê-fu (嗇夫) listed in Han-shu Pai-kuan-kung-ch'ing-piao (漢書百官公卿表) and Hsü-han-shu Pai-kuan-chih (續漢書百官志) was to collect taxes and to charge a court in Hsiang (鄉). This kind of Sê-fu was called Hsiang Sê-fu. Beside it, however, there seem to have been thirteen kinds of Sê-fu in Han Dynasty, all different in obligations.

Therefore, the Sê-fu was a common official title and that of Hsiang represented only a kind of it.